

やすぎ月の輪まつり露店等営業規則

(やすぎ月の輪まつり実行委員会)

(目的)

第1条 この規則は、島根県暴力団排除条例の精神に則り、やすぎ月の輪まつりの開催によって暴力団及び暴力団員が利益を得ることの絶無を期し、もって、やすぎ月の輪まつりの健全な運営を図ることを目的に、露店等の秩序ある出店と公正な経済活動を助長するため、必要な事項を定めるものとする。

(露店等の出店申込み)

第2条 露店等を出店しようとする者は、出店申込書(所定様式)を実行委員会に提出し、その他の者を露店等で使役する場合には、販売従事者名簿(様式第1号)を併せて提出しなければならない。

(出店の拒否)

第3条 実行委員会は、露店等の出店を申し込んだ者(以下「申込者」という。)及び販売従事者名簿に記載された者が、次の各号の一に該当する場合、露店等の出店を許可しないものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団員と生計を一にする者である場合
- (2) 暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒料、みかじめ料等名目の如何を問わず、金品を提供する者である場合
- (3) 暴力団の活動又は運営に協力する者である場合

(表明・確約)

第4条 前条の規定を受け、申込者は、第2条の方法により露店等の出店を申し込む際には、実行委員会に対し、現場責任者が自署した出店に関する表明・確約書(様式第2号)を提出しなければならない。

(関係機関への意見聴取)

第5条 実行委員会は、第1条の目的を達成するため、第2条に基づく申込者及び販売従事者について、第3条に規定される出店拒否の対象者であるか否かを確認する目的で、関係機関に意見を聞くことができる。

(出店許可の解除)

第6条 実行委員会は、申込者に対して露店等の出店を許可した後、次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せず、出店許可を取り消すことができる。

- (1) 出店許可を得た者(以下「出店者」という。)及び販売従事者(以下「出店者等」という。)が、第3条各号の一に該当することが判明した、又は該当する行為をした場合
- (2) 出店者が、虚偽の申込みによって出店許可を得たことが判明した場合
- (3) 現に露店等を出店している者が、出店者と異なることが判明した場合

- (4) 出店者等が、第3条各号の一に該当する者を、露店等に立ち入らせた場合
- (5) 出店者等が、営業中に他人に迷惑をかけるような粗暴又は卑猥な言動等をした場合
- (6) 出店者等が、半裸体及び刺青をのぞかせる等の粗野な服装や態度をとった場合
- (7) 出店者等が、実行委員会等関係者の指示に従わない場合

(申請内容の変更の届出)

第7条 やむを得ない事情により現場責任者を変更する、又は販売従事者を追加する場合、申込者は、変更した新たな現場責任者及び追加した販売従事者について、氏名、住所、生年月日、連絡先、本人確認書類（原則、顔写真付き）を実行委員会に届けなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日より施行する。